

住民からの請求による住民投票に要する署名数についての他市町村規定例

● 川崎市住民投票条例（平成20年条例第26号）（抄）

（発議又は請求）

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができる。

2～4 《略》

○ 川崎市住民投票条例逐条説明書 第4条関係（抜粋）

投票資格者の発議に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考として、実際に署名収集が可能な数であり、また、発議の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の10分の1以上としている。

● 広島市住民投票条例（平成15年条例第2号）（抄）

（市民からの請求による住民投票）

第5条 投票資格者は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。

2 《略》

○ 広島市議会議事録（平成15年 第1回 2月定例会 2月28日）（抜粋）

◎企画総務局長

市民からの住民投票実施の請求要件の設定に当たりましては、乱用を避ける意味からも、容易に請求可能な低い設定であってはいけないこと、また、一方では、関心の高い重要事項について、実際、請求可能なレベルのものでなければならないと考えまして、法的拘束力のある市町村の合併の特例に関する法律の住民投票の要件は有権者の6分の1であること、これは本市に換算すると15万人ぐらいになります。それから、地方自治法で定める条例制定改廃の直接請求要件は、有権者の50分の1であること、本市では約2万人です。平成11年1月、徳島県徳島市において、地方自治法に基づく直接請求による吉野川の可動堰計画の是非を問う住民投票条例を制定するために行われた署名活動では、1カ月間で10万1000人の署名が集まっていること、10万1000人は本市では投票資格者の約11%に相当します。こういったことを勘案しまして投票資格者の10分の1といたしております。

● 岸和田市住民投票条例（平成17年条例第26号）（抄）

（住民投票の請求手続等）

第4条 第7条第2項の規定による投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要課題について住民投票を実施することを書面により請求することができる。

2～5 《略》

○ 岸和田市自治基本条例逐条解説 第20条関係（抜粋）

地方自治法第76条（議会の解散請求）、第80条（議員の解職請求）、第81条（長の解職請求）では、原則として「その総数の3分の1以上」のものの連署で、選挙管理委員会にそれぞれ請求することができ、請求があれば住民投票をしなければならないとあります。法律の規定上、市民からの直接請求の要件で、これが最も高いハードルといえます。

一方で、市町村の合併の特例等に関する法律第4条では、「その総数の50分の1以上」のものの連署で合併協議会の設置を請求することができますが、その請求を議会で否決され、しかも長が選挙管理委員会に住民投票を請求しなかった場合、今度は、「その総数の6分の1以上」のものの連署で住民投票を請求した場合、必ず住民投票をしなければならないこととなります。

これは、法律上、最も低いハードルとなっています。

岸和田市が規定しようとする住民投票は、諮問型の住民投票であり、決定型、諮問型の違いはありますが、上記の事例から軽重を判断しますと、解散したり、職を失うことになる「3分の1」の要件よりはハードルを低くすべきと考えます。

ただし、協議を始める協議会の設置にとどまる「6分の1」の要件よりは、実質的に課題の是か否かを問う住民投票については、それよりハードルを高くすべきと考えられ、これらのことから、軽重を判断すれば「その総数の4分の1以上」が妥当であると判断しました。

● 大和市自治基本条例（平成16年条例第16号）（抄）

（住民投票の請求等）

第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2～6 《略》

○ 大和市自治基本条例逐条解説 第31条関係（抜粋）

住民からの住民投票実施の請求に必要な署名の数は、地方自治法の規定にある市長等の解職（リコール）請求に準じ「3分の1以上」としています。これはかなりハードルの高い数ですが、その数が集まれば第4項にあるとおり、市長や市議会の判断とは関係なく住民投票が実施されること、住民投票は市の将来を左右する重大な事項を対象として実施されなければならないこと、また、それくらいの数の署名がなければ、前条に定めた、住民投票の結果の尊重義務も生かされないという理由からです。